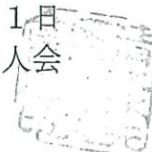


平成 30 年 6 月 1 日
清水水先区水先人会



平成 29 年度 事業報告

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 38 号）」により改正された水先法の目的に鑑み、平成 29 年度において、以下の事業活動を行った。

1. 重点事業

平成 29 年度は、引き続き利用者の一層の信頼を得るべく、水先業務の安全と水先業務船舶の運航効率改善に向け業務の充実に努めた。

2. 各事業

1) 適正化事業

- イ) 会員に対し水先業務の適正な運営に関する指導及び監督を行った。
水先業務の遂行に当たっては、清水船舶情報センターと連絡を密にし、船舶の港内外における運航船、錨泊/漂泊予定船の情報確認を図り水先水先人を核とした運航調整により安全性と運航効率性の確保に努めた。
- ロ) ・月例の水先人勉強会を通じて会員の技術品質管理を図ると共に、LNG 船、客船およびコンテナ船の大型化に伴う入出港操船について関係官公庁及びユーザーとの検討会を通じて安全運航改善に努めた。
 - ・清水港防災対策協議会および台風/津波等対策協議会に参画し、水先人会防災対応マニュアルへの反映を図り、水先業務の安全性の向上に努めた。
 - ・清水海上保安部と情報交換会/安全懇談会を開催し(平成 29 年 10 月)安全運航に努めた。
 - ・水先協力事業者との意思疎通が安全運航維持に関わり重要である事に鑑み私設バース管理者、曳船会社及び曳船船長との安全懇談会(平成 29 年 10 月)を開催し、水先業務遂行上の問題点について相互確認と改善に努めた。
 - ・清水港が国際旅客船拠点形成港湾に指定された事により今後益々大型客船寄港の増加が予想される中で、航行安全委員会を通じて策定された安全対策に基づき安全運航に努めた。また、22 万トン級大型客船の誘致検討会に参画し港湾計画改定に関する航行安全委員会に参加し大型旅客船の安全な寄港に必要な安全対策策定に加わった。
 - ・LNG 船については、天然ガスの輸入に加えて、ガステスト及び輸出が始まった事を受け、LNG 船の入港増加が予想される中で、東南海地震に伴う津波発生時の緊急離棧訓練に参加し、安全性確保についても検討に加わった。

- ハ) ユーザー対応窓口の継続的な充実に努め、特にユーザーからの苦情等は無く、水先業務を通じての要望に対しては適切に対応した。
また、船舶代理店会との連絡を密にし、船舶の安全効率的な運航調整及び本船接岸中の安全な舷梯アクセスに資するため、ユーザー対応委員会兼安全懇談会を実施(平成 29 年 10 月)し円滑化に努めた。
- ハ) 新公益法人会計基準による経理処理体制を充実させると共に、公認会計士と公益法人監査契約に基づき、公益水先人会財務諸表報告書の作成・監査体制の充実に努めた。

2) 水先人の教育関連事業

- イ) 水先業務品質管理基準に基づき、平成 29 年度は 6 ヶ月毎に内部監査を実施し、適正な業務品質管理に努めると共に、会員に自主健康検査及び法定健康検査を受診させ健康管理を図り、水先人乗船中の事故防止に努めた。
- ロ) 日本水先人会連合会が実施する安全研修・更新講習へ参画した。
- ハ) 日本水先人会連合会の目的を達成し併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力を図った。
- 二) 新一級水先人の就業に伴う水先業務検証制度に基づき適正な水先業務の確認を実施した
- ホ) 東海近畿地区(田子の浦・清水・尾鷲・和歌山下津及び小松島水先区)を構成する水先人会との意見交換及び連合会主催の地区連絡協議会に参画(於：和歌山 平成 29 年 11 月)、後継者不足に伴い平成 29 年度近隣田子の浦水先区の複数免許取得し、スポット支援体制を構築することとした。

3) 水先業務取次ぎ窓口業務

- イ) 会員のする水先業務の引き受けに関する事務を適確に実施した。
- ロ) 会員のための料金收受事務を適確に実施した。
- ハ) 平成 29 年 4 月 1 日から実施「派遣支援費用に見合う水先料金の反映」に向けて対応できるように料金ソフト改修を実施した。

4) その他の事業

- イ) 水先要請に必要な情報および本会に関する最新情報を書面及びインターネット(日本水先人会連合会ホームページ)を通じて情報公開した。

以上